

担任→保健室

学校感染症による登校許可証

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止となります。つきましては、「学校感染症による登校許可証」を医師に記入してもらい、登校時に担任に提出してください。

ただし、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に関しては医師の記入は不要です。その際、生徒名・疾患名・出席停止期間は保護者が記入してください。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、病院を受診したことがわかる書類（お薬手帳、薬の説明書など生徒の名前、受診した日付、病院名がわかるもの）の写しを裏面貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

インフルエンザに罹患した場合は、抗インフルエンザ薬が記載されている書類（お薬手帳、薬の説明書など）の写しが必須となります。ご注意ください。

学校において予防すべき感染症 【学校保健安全法施行規則第 18 条】

※第1種は省略

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナ感染症 COVID-19	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

大阪府立北摂つばさ高等学校長 様

下記の疾病に罹患し、病院を受診したことを報告します。

生徒名： 年 組 番

疾患名：

出席停止期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名：

住所：

TEL：

医師名： 印

保護者記入欄

主治医より登校許可が出ましたので、 令和 年 月 日 より登校させます。

保護者名：

【貼り付け欄】

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、病院を受診したことがわかる書類（お薬手帳、薬の説明書など生徒の名前、受診した日付、病院名がわかるもの）の写しをこちらに貼り付けてください。

インフルエンザに罹患した場合は、抗インフルエンザ薬が記載されている書類（お薬手帳、薬の説明書など）の写しが必須となります。